



「一人ひとりが輝き、 自分らしく生きられるまち」をめざして

横手市では、「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」を男女共同参画社会の将来像として掲げ、平成 18 年 12 月に「横手市男女共同参画行動計画」（第 1 次行動計画）を策定し、また平成 20 年 10 月には「横手市男女共同参画都市宣言」を行いました。

こうした取り組みは、男性も女性もお互いの人権を尊重し責任を分かち合い、その個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の形成をめざすものであります。そして、これらの具体的な実践があらゆる分野において、すべての人々がいきいきと活躍し、活気あふれる横手市をつくる源泉であるとの考えのもと各種施策を推進してきました。

しかしながら、平成 21 年度に市民を対象に実施した「横手市まちづくりアンケート」の結果から映し出されたのは、男女共同参画に対する関心度の低さでした。また一方では、第 1 次行動計画において策定された具体的指標について、未だ目標値に達していない取り組みもあります。

このような背景の下で、平成 23 年 3 月で第 1 次行動計画が終了することに伴い「第 2 次横手市男女共同参画行動計画」を秋田県南部男女共同参画センターのご協力をいただきながら、市民 20 名と市職員 10 名で構成する計画策定作業部会委員で策定しました。

この計画は、第 1 次計画の将来像や基本目標を継承しながら、これまでの施策の進捗状況を検証・評価したうえで策定しました。特に、地域の防災や環境問題についても男女共同参画の視点を踏まえるとともに、女性に対するあらゆる暴力根絶に向けて積極的に取り組むこととしました。

第 2 次行動計画を実現するためには、市政全般にわたって男女共同参画の視点に立った事業を展開することはもちろんですが、市民の皆様をはじめ企業、市民団体などの主体的な実践と連携が不可欠であることから、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定に当たりご尽力いただいた計画策定作業部会委員の方々をはじめ、関係機関の皆様に深く感謝申し上げます。

平成 23 年 3 月
横手市長 五十嵐 忠 悦

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2. 計画の役割と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 計 画 の 内 容

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 横手市における男女共同参画社会の将来像と基本目標・・・・・・ 5
- 3. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第3章 行 動 計 画

家族・家庭 基本目標 自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

- 基本
施策** ①男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます・・・・・・・・・・ 8
- ②多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます・・・・・・ 10
- ③自立と信頼に基づく協力関係を築きます・・・・・・・・・・・・・・ 11

社会活動 基本目標 対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

- 基本
施策** ①政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します・・・・ 12
- ②自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します・・・・・・ 14
- ③男女ともに参加しやすい地域活動を推進します・・・・・・・・・・ 16

雇用・労働 基本目標 仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

- 基本
施策** ①就業の機会と労働条件の平等を促進します・・・・・・・・・・・・ 18
- ②女性が働き続けられる労働環境を整備します・・・・・・・・・・・・ 20
- ③女性の多様な働き方とその支援体制を整えます・・・・・・・・・・ 22

福祉・健康 基本目標 自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

- | | | |
|------------------|------------------------------------|----|
| 基本
施策 | ①市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります… | 24 |
| | ②健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します…………… | 26 |
| | ③生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます…………… | 28 |
| | ④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します…… | 30 |

教育・行政 基本目標 共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

- | | | |
|------------------|---------------------------------|----|
| 基本
施策 | ①家庭や地域において性別にとらわれない教育を推進します………… | 32 |
| | ②教育の場で男女共同参画を推進します…………… | 33 |
| | ③行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します…………… | 34 |

第4章 計画の推進体制

- | | |
|------------------|----|
| 1. 推進体制の整備…………… | 36 |
| 2. 市民団体との連携…………… | 36 |
| 3. 計画の進行管理…………… | 37 |

参 考 資 料

- | | |
|----------------------------------|----|
| ○ 第1次横手市男女共同参画行動計画からの主な変更点…………… | 38 |
| ○ 男女共同参画に関する用語集…………… | 40 |
| ○ 男女共同参画社会基本法…………… | 43 |
| ○ 秋田県男女共同参画推進条例…………… | 48 |
| ○ 男女共同参画に関する国内外の動き…………… | 52 |
| ○ 横手市男女共同参画推進協議会・行動計画策定作業部会…………… | 54 |

■ 本文中の「__※」印の付いた語句は頁下段、「※」印は参考資料の「男女共同参画に関する用語集」（P40～）に用語の意味を掲載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

横手市では、平成18年12月に「横手市男女共同参画行動計画」(第1次)を策定し、横手市における男女共同参画社会*の将来像を「一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち」とし、男女共同参画社会*の実現に向けて取り組んできました。

国では、「男女共同参画社会基本法*」を平成11年に制定し、さらに平成13年に「配偶者暴力防止法*」を、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成19年12月には、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の合意により、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*の実現に向け官民一体となって取り組み始め、男女共同参画の推進に大きな展開が見られました。

秋田県においても、平成14年4月に「秋田県男女共同参画推進条例」を施行し、平成18年9月には「新秋田県男女共同参画推進計画」を策定し、地域特性に応じた総合的な施策を展開してきました。

このような男女共同参画社会*の形成に向けた法令、制度等との整合性を図るとともに、「横手市男女共同参画行動計画」(第1次)の計画終了に伴う検証結果を踏まえ、今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため、「第2次横手市男女共同参画行動計画」を策定しました。

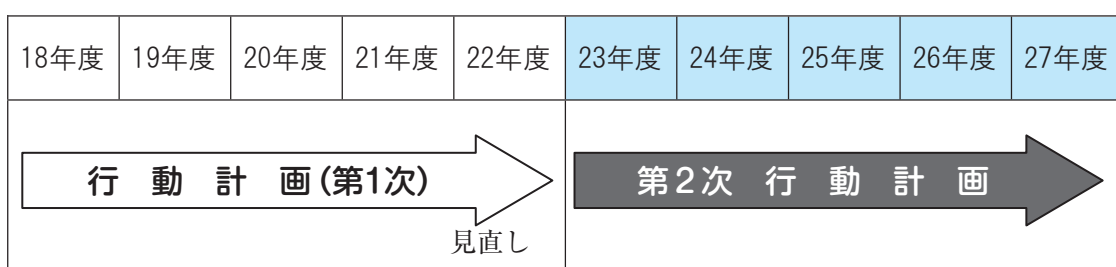
2. 計画の役割と位置づけ

- (1) この計画は、横手市総合計画との整合を保ちながら、横手市が行う男女共同参画社会*づくりのための施策を総合的に推進する指針とします。
- (2) この計画は、男女共同参画社会基本法*及び秋田県男女共同参画推進条例の基本理念を尊重して策定しました。
- (3) この計画は、配偶者暴力防止法*第2条の2に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(基本方針)」及び「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第2期基本計画」の内容を勘案して策定しました。

3. 計画の期間

行動計画(第1次)は、平成18年度から平成22年度までの5年間として策定しました。

第2次行動計画は、平成23年度から平成27年度を計画期間とします。



第2章 計画の内容

1. 基本理念

- (1) 男女ともに基本的人権を尊重し、いろいろな分野に対等な立場で参画できる社会を構築します。
- (2) 男女の区別なく自らの意思により自由な生き方が選択でき、その個性と能力が発揮できる社会を構築します。
- (3) 仕事と家庭生活の調和が取れる環境を整備し、社会活動に参画できる社会を構築します。

2. 横手市における男女共同参画社会*の将来像と基本目標

男女が互いにその人権を尊重しつつ、性別にかかわらずその個性と能力が発揮できる男女共同参画社会*を実現するため、その将来像を

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち とし、

次の5つの基本目標に添った行動計画に基づき、総合的に施策を展開します。

家族・家庭 ……自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

一人ひとりが家族や家庭の一員として、自立した考え方で役割を分担し、互いの協力で円満な家庭生活を送ることができる社会を築きます。

社会活動 ……対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

政策・方針決定の場への女性の登用を促進し、あらゆる場で男女が社会の対等なパートナーとして参画できる社会を築きます。

雇用・労働 ……仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

働く場での不公平感の是正や仕事と家庭生活の調和の取れた労働環境をめざし、女性の多様な働き方と能力を活かせる社会を築きます。

福祉・健康 ……自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

男女とも個人として自立ができ、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいをもてる社会を築きます。

教育・行政 ……共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

教育の場においては性別にとらわれない教育の推進と、男女共同参画の理念に基づいた行政運営を実施します。

3. 計画の体系

将来像

基本目標

基本施策

行動計画

一人ひとりが輝き、自分らしく生きられるまち

【家族・家庭】

自立と協力で担う円満な家庭生活をめざして

- ①男女が協力し共に責任を担える家庭を築きます
- ②多様な生き方を認め合える意識を家庭の中から育てます
- ③自立と信頼に基づく協力関係を築きます

【社会活動】

対等な社会参加で元気な地域づくりをめざして

- ①政策や方針決定過程への女性の登用を進め活動を支援します
- ②自分らしさを発揮できる社会活動の場を提供します
- ③男女ともに参加しやすい地域活動を推進します

【雇用・労働】

仕事と家庭が両立できる労働環境をめざして

- ①就業の機会と労働条件の平等を促進します
- ②女性が働き続けられる労働環境を整備します
- ③女性の多様な働き方とその支援体制を整えます

【福祉・健康】

自立のための健康づくりと福祉の充実をめざして

- ①市民のニーズに応える福祉環境の整備と福祉サービスの充実を図ります
- ②健康と福祉の情報提供に努め市民の意識を醸成します
- ③生涯にわたる健康の保持増進を積極的に進めます
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた対策を強化します★

【教育・行政】

共同と平等に基づいた教育と行政をめざして

- ①家庭や地域において性別にとられない教育を推進します
- ②教育の場で男女共同参画を推進します
- ③行政が率先して男女共同参画の考え方を実践します

基本施策ごとに、「どのような事業を」、「どの部署」が現状を踏まえ「どのように実施するか」を明記した「行動計画」を策定します。

★新規に追加された基本施策